

第8章 文化財保存活用区域

第1節 富士吉田市の文化財保存活用区域の設定

(1) 文化財保存活用区域の目的

文化財保存活用区域とは、文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財群を核として文化的な空間を創出するための計画区域です。

多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につなげることを目的とします。

(2) 文化財保存活用区域の考え方

- ・指定等文化財を含む本市の文化資源が集積し、それらとその周辺地域を文化財保存活用区域として設定します。
- ・文化資源を、まちづくりや観光振興に積極的に生かすことが期待される区域を設定します。
- ・文化資源の保存・活用に、様々な人々の参加が期待される区域を設定します。

(3) 歴史文化の特性との関連

本計画では、第3章に掲げる歴史文化の特性を踏まえ、次のような文化財保存活用区域を設定します。

区域	歴史文化の特性
I 金鳥居と御師町・浅間神社区域	②北口本宮富士浅間神社と御師町が育んだ巡礼文化 ④聖地富士山を守り継ぐ吉田の祭礼 ⑦信仰、暮らしと産業を支える水
II 新倉三ヶ寺と織物の下吉田区域	①富士山の噴火活動と人々の暮らし ②北口本宮富士浅間神社と御師町が育んだ巡礼文化 ⑤豊かな自然環境に守り育てられた人々の暮らしと祭り ⑥環境に支えられた織物産業と風情ある町並み ⑦信仰、暮らしと産業を支える水 ⑧内に結ばれ、外に開かれた山麓のまち
III 明見湖の近世新田集落区域	①富士山の噴火活動と人々の暮らし ⑤豊かな自然環境に守り育てられた人々の暮らしと祭り ⑧内に結ばれ、外に開かれた山麓のまち
IV 吉田城山と鐘山区域	⑤豊かな自然環境に守り育てられた人々の暮らしと祭り ⑦信仰、暮らしと産業を支える水 ⑧内に結ばれ、外に開かれた山麓のまち
V 吉田口登山道区域	③富士山吉田口登山道が支える日本固有の信仰形態

第2節 文化財保存活用区域

(1) I 金鳥居と御師町・浅間神社区域

金鳥居と御師町・浅間神社区域は、江戸時代に富士山信仰の拠点として栄えてきた街です。北口本宮富士浅間神社の南西側は、富士山の吉田口（北口）として古くから道者の登山拠点となり、道者のお世話をする「御師」の住宅が建ち並ぶ宿場町として栄えました。御師町の北側には俗世界と信仰世界の境としての役割を持つ金鳥居があり、現在では、富士吉田市のシンボルとなっています。

この区域には国指定文化財である北口本宮富士浅間神社をはじめ、富士山に関わる文化資源が集積しています。本市の歴史や文化の要となる区域です。

金鳥居と御師町・浅間神社区域は、富士道を中心として、東西は間堀川・神田堀川に挟まれ、南は北口本宮富士浅間神社、北は金鳥居交差点から中曽根交差点までを含む範囲です。この区域は、富士山信仰の拠点として、江戸時代に最盛期を迎えた富士講により栄えてきた街であり、本市において、最も多くの国指定文化財と富士山信仰に関連する文化資源が集積する場所です。

区域の南側に位置する国指定文化財である北口本宮富士浅間神社は、富士山の世界文化遺産の「富士山城」の構成要素1つで、110（景行25）年に日本武尊が東方遠征の折、箱根足柄より甲斐国酒折宮に向かう途中、「富士は北の方より拝せよ」と仰せになり、これに従い大塚丘に鳥居を建て、のちに祠を建てて浅間大神と日本武尊を祀ったのが始まりと傳承されています。また、現在、北口本宮富士浅間神社の摂社とされる諏訪神社は、上吉田村の産土神として、浅間神社が建立される以前から諏訪森に祀られており、富士山信仰の隆盛により浅間神社の社域が拡大し、村氏神であった諏訪神社を取り込んだとされ、国指定の無形の民俗文化財である吉田の火祭も元来は諏訪神社の祭りとして行われていたものであったとされています。

北口本宮富士浅間神社の南西側には、富士山の吉田口（北口）として古くから大勢の道者が訪れた登山拠点として、道者に自宅を宿泊所として提供し、登山の準備や食事の提供、信仰者に代わって祈りを捧げるなど、一切適切のお世話をする「御師」と呼ばれる住宅（旧外川家住宅、小佐野家住宅等）が建ち並ぶ宿場町として栄えた場所があります。御師町の北側には俗世界と信仰世界の境としての役割を持つ金鳥居があり、現在では、富士吉田市のシンボルとなっています。

表8・1 「I 金鳥居と御師町・浅間神社区域」の文化資源

名称等	分類	所有者等	指定等
北口本宮富士浅間神社（本殿・東宮本殿・西宮本殿ほか）	建造物	北口本宮富士浅間神社	国指定
小佐野家住宅	建造物	個人	国指定
旧外川家住宅	建造物	富士吉田市	国指定
吉田の火祭	無形の民俗文化財	吉田の火祭保存会	国指定
角行の立行石	遺跡	北口本宮富士浅間神社	国指定
原家住宅主屋	建造物	個人	国登録
上文司家住宅主屋	建造物	個人	国登録

名称等	分類	所有者等	指定等
大鷹丸家住宅主屋	建造物	個人	国登録
富野家住宅主屋・中門	建造物	個人	国登録
浅間坊表門	建造物	富士吉田市	市指定
中鷹丸家表門	建造物	富士吉田市	市指定
富士山元講	無形の民俗文化財	富士山元講	市指定
タツ道	文化的景観	個人	未指定
ヤーナ川	文化的景観	個人	未指定
身禄堂 社祠	建造物	個人	未指定
金鳥居	建造物		未指定
西念寺 本堂	建造物	西念寺	未指定
根の神社 社祠	建造物		未指定
上行寺 本堂	建造物	上行寺	未指定

(2) II 新倉三ヶ寺と織物の下吉田区域

新倉地区には、浄土真宗本願寺派の大正寺、如来寺、正福寺があり、新倉三ヶ寺とも呼ばれる3つの真宗寺院が隣接し合う非常に珍しい特徴を持つ地域です。

下吉田地区は、豊富な水を得られたため、近代には甲斐絹といった織物関連産業の中心地として発展を遂げました。

新倉三ヶ寺と下吉田区域は、織物産業で栄えた当時の面影を町並みにみることができます。

新倉三ヶ寺と織物の下吉田区域は、富士道を中心として、北は新倉山自然探索ルート、東は国道139号富士見バイパス愛染通り交差点周辺、西は正福寺及び如来寺、南は中曽根交差点までを含む範囲であり、新倉地区と下吉田地区からなります。

区域内の北西に位置する新倉地区には、大正寺、如来寺、正福寺が建ち並び、下吉田地区の中央には富士山下宮小室浅間神社、月江寺や絹屋町の町並み、月江寺界限・西裏通り、本町通り、同じく下吉田地区の東に愛染厄除地蔵尊がそれぞれ位置しています。

新倉地区の大正寺、如来寺、正福寺はいずれも浄土真宗本願寺派であり、新倉三ヶ寺とも呼ばれ、3つの真宗寺院が隣接し合うといった非常に珍しい特徴を持つ地域でもあります。また、富士山との関連も強く持ち、正福寺や如来寺は富士山山中に山小屋を所有していたともされています。

下吉田地区では、湧水を水源とする小河川が多くあったため、畑へ水を流して栽培する水掛麦が作られるなど、農業が盛んでした。豊富な水を得られたため、甲斐絹といった織物関連産業の中心地でもありました。大正末期から昭和初期には、電力織機や化学繊維の導入が進んだことにより下吉田地区に機屋を職業とする人が増えるとともに、織物の売買を行う絹屋町が誕生して以降、商業地が形成され、人口が増加し、市街化が進んでいきました。

第8章 文化財保存活用区域

表8・2 「Ⅱ 新倉三ヶ寺と織物の下吉田区域」の文化資源

名称等	分類	所有者等	指定等
高尾家住宅主屋（絹屋町織物市場）	建造物	富士吉田市	国登録
下吉田の流鏑馬祭	無形の民俗文化財	下吉田の流鏑馬保存会	県指定
天神社の獅子舞と馬鹿踊	無形の民俗文化財		市指定
正福寺の本堂	建造物	正福寺	市指定
正福寺の経堂	建造物	正福寺	市指定
福源寺の太子堂	建造物	福源寺	市指定
獅子岩	地質鉱物	不動尊日代御子大神社	市指定
大正寺の鐘楼	建造物	大正寺	市指定
大正寺の庭園	名勝地	大正寺	市指定
富士山下宮小室浅間神社 本殿	建造物	富士山下宮小室浅間神社	未指定
正福寺 八角輪転蔵	建造物	正福寺	未指定
福地八幡宮 社祠	建造物		未指定
愛染厄除地藏尊 本堂	建造物		未指定
金比羅神社 社祠	建造物		未指定
富士道	遺跡		未指定
新倉富士浅間神社 社殿	建造物	新倉富士浅間神社	未指定
アヤメ群生地	植物		未指定
如来寺 本堂	建造物	如来寺	未指定
倭文神社 社祠	建造物		未指定
機神社 社祠	建造物		未指定
旧山一酒店	建造物	個人	未指定
月の江書店	建造物	個人	未指定
月江寺 本堂	建造物	月江寺	未指定
大正寺 本堂	建造物	大正寺	未指定
絹屋町の町並み	文化的景観		未指定
月江寺界限・西裏通り	文化的景観		未指定
本町通りから見る富士山	名勝地		未指定

(3) III 明見湖の近世新田集落区域

市街地の東側の山麓に位置するこの区域は、溶岩流に被害を受け難く、古来より継続的に集落が営まれてきました。

小明見地区にある明見湖は、多種多様な生き物が同居する湖です。近世には富士八海の1つに数えられ、富士山信仰の垢離場であったと伝えられています。

大明見地区では江戸時代中期に新田開発が行われ、新たに集落が形成されました。中央の大通りに沿って東西に短冊状に敷地が割られ屋敷が並ぶ、大明見新屋敷と呼ばれる町並みが形成されました。

明見湖の近世新田集落区域は、鐘山通りを中心として、東は明見湖、西は桂川、南は砂原橋東交差点周辺までの範囲であり、古来現在の市街地より東側の山麓に位置し、富士山の溶岩流の被害を受け難い場所であったため、縄文時代の遺跡が多数確認されるなど早い段階から、継続して集落が営まれた場所でした。のちに、溶岩台地上に集落が移転、拡大し現在に至ります。本区域は、大明見地区、小明見地区、向原地区からなります。

小明見地区にある明見湖は、湖面に蓮が植生していることから通称「はす池」とも呼ばれ、清流と沼の多種多様な生き物が同居し、多くの水鳥が羽を休め、春は桜、夏は蓮やあじさい、秋は紅葉などが見られ、住民に親しまれています。近世には富士八海の1つに数えられ、富士山信仰の垢離場でした。

大明見地区には大明見新屋敷と呼ばれる町並みが形成されており、中央の大通りに沿って東西に短冊状に敷地が割られ、屋敷が並んでいました。また、現在は道の両側に用水路が通っていますが、昭和30年代までは道の中央に水路が設けられおり、このような町並みは、江戸時代中期に計画的に作られたとされています。

表8・3 「III 明見湖の近世新田集落区域」の文化資源

名称等	分類	所有者等	指定等
小明見の神楽舞（獅子舞）	無形の民俗文化財	小明見神楽舞保存会	市指定
万年寺の梵鐘	工芸品	万年寺	市指定
小明見富士浅間神社 社殿	建造物	小明見富士浅間神社	未指定
明見湖	名勝地	富士吉田市	未指定
北東本宮小室浅間神社 社殿	建造物	北東本宮小室浅間神社	未指定
大明見新屋敷	文化的景観		未指定
西方寺 本堂	建造物	西方寺	未指定
中沢堤	その他（灌漑）		未指定

(4) IV 吉田城山と鐘山区域

吉田城山は、甲斐と駿河を結ぶ官道沿いにあり、戦国時代の要塞でした。武田氏が北条氏との戦の際、籠坂峠から甲府の武田本陣へ合図を送るために鐘山を中継地として利用しました。鐘山にある滝の傍には、上吉田に取水するための用水隧道として作られた蝙蝠穴があり、そこから取水された水は、福地用水などを通し配水され、生活用水や農業用水として利用されました。

吉田城山と鐘山は、武田氏と北条氏が争った戦国時代の歴史の舞台であり、水利用の歴史を示す区域です。

吉田城山と鐘山区域は、ふじさんミュージアム及び道の駅富士吉田を中心として、南は恩賜林庭園、小倉山、北と西は城山、東は鐘山を含む範囲であります。

区域の北と西にある吉田城山・小倉山は、上吉田地区と新屋地区の境に位置し、標高 848mの南北に長い山域であり、甲斐と駿河を結ぶ官道沿いにあったことから、戦国時代の要塞とされていました。

東に位置する平安時代に流出したとされる檜丸尾第2溶岩流の末端にある山中湖、忍野八海を元とする鐘山の滝は、戦国時代に武田氏と北条氏が戦となった際に、籠坂峠から甲府の武田本陣へ合図を送るための中継地として鐘山が利用されたと言われる場所です。

また、鐘山の滝の傍には、火山灰土や水利に乏しい透水性の溶岩台地上にある上吉田に取水するための用水隧道として作られた蝙蝠穴があります。そこから取水された水は、福地用水などを通し配水され、生活用水や農業用水として利用されました。

表8・4 「IV 吉田城山と鐘山区域」の文化資源

名称等	分類	所有者等	指定等
旧宮下家住宅	建造物	富士吉田市	県指定
農家(旧武藤家)	建造物	富士吉田市	市指定
吉田城山・小倉山	埋蔵文化財		未指定
鐘山	名勝地	富士吉田市	未指定
恩賜林庭園	名勝地	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合	未指定
福地用水	その他(灌漑)		未指定
蝙蝠穴	埋蔵文化財	富士吉田市	未指定

(5) V 吉田口登山道区域

吉田口登山道は、麓から道が途切れることなく、現在も歩いて富士山山頂まで登ることのできる登山道です。

吉田口登山道区域には、山小屋や石碑など、富士山信仰という日本固有の信仰形態を示す文化資源が数多く残っています。

吉田口登山道区域は、吉田口登山道を中心として、北は大塚丘手前まで、南は本八合目手前周辺まで、登山道沿いの山小屋や石碑などの文化資源を含んだ範囲です。

古来富士山の登山道の1つとして利用されてきた吉田口登山道は、世界文化遺産の構成要素として麓から道が途切れることなく、現在も歩いて富士山山頂まで登ることのできる登山道です。富士山信仰の隆盛により吉田口登山道を利用して多くの人が麓から富士登山を目指し登りましたが、富士登山が信仰という概念から観光に変わるとともに、自家用車で気軽に五合目まで行くことができるようになった影響もあり、麓からの登山者が激減し、吉田口登山道沿いにある施設の維持管理がされず、山小屋などは使用されなくなりました。

表8・5 「V 吉田口登山道区域」の文化資源

名称等	分類	所有者等	指定等
吉田胎内樹型	地質鉱物	山梨県	国指定
吉田口登山道	遺跡	山梨県	国指定
大塚丘	遺跡	北口本宮富士浅間神社	国指定
躑躅原レンゲツツジおよびフジザクラ群落	植物	山梨県	国指定
大石茶屋跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
馬返	遺跡	山梨県	国指定
桂屋跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
鍋屋跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
富士山ホテル跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
禊所跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
見晴茶屋跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
はちみつ屋跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
大黒小屋跡（大黒天小祠跡）	遺跡	山梨県・個人	国指定
四合五勺御座石	遺跡	山梨県・個人	国指定
五合目桂屋跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
早川館跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
天地界館跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
たばこ屋跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
不動小屋跡	遺跡	山梨県・個人	国指定
五合五勺砂振	遺跡	山梨県・個人	国指定
富士山遥拝所女人天上	遺跡	山梨県	市指定

第8章 文化財保存活用区域

名称等	分類	所有者等	指定等
泉水	遺跡		未指定
中ノ茶屋	建造物	富士吉田市	未指定
大文司屋	建造物	山梨県・個人	未指定
鈴原社 社殿	建造物	山梨県・北口本宮富士浅間神社	未指定
レッキス跡	遺跡	山梨県・個人	未指定
三社宮 社祠	建造物	山梨県・個人	未指定
御座石浅間神社（井上小屋）	建造物	山梨県・個人	未指定
五合目館跡	遺跡	山梨県・個人	未指定
富士守稻荷社 社祠	建造物	山梨県・個人	未指定
小御嶽神社 社殿	建造物		未指定
泉ヶ瀧	遺跡	山梨県・個人	未指定
小御岳道（横吹）	遺跡	山梨県	未指定
富士の家跡	遺跡	山梨県	未指定
佐藤小屋	建造物	個人	未指定
星観荘	建造物	個人	未指定
経ヶ岳常唱殿	建造物	山梨県・個人	未指定
姥ヶ懐	建造物	山梨県・個人	未指定
雲海荘別館（穴小屋）	建造物	個人	未指定
御中道	遺跡		未指定
花小屋	建造物	個人	未指定
日の出館	建造物	個人	未指定
七合目トモエ館	建造物	個人	未指定
鎌岩館	建造物	個人	未指定
富士一館	建造物	個人	未指定
東洋館	建造物	個人	未指定
鳥居荘	建造物	個人	未指定
獅子ヶ岩	地質鉱物		未指定
太子館	建造物	個人	未指定
蓬萊館	建造物	個人	未指定
亀岩	地質鉱物		未指定
白雲荘	建造物	個人	未指定
元祖室（烏帽子岩神社）	建造物	個人	未指定
屏風岩	地質鉱物		未指定



図8・1 保存活用区域と区域内の文化資源分布図(1)

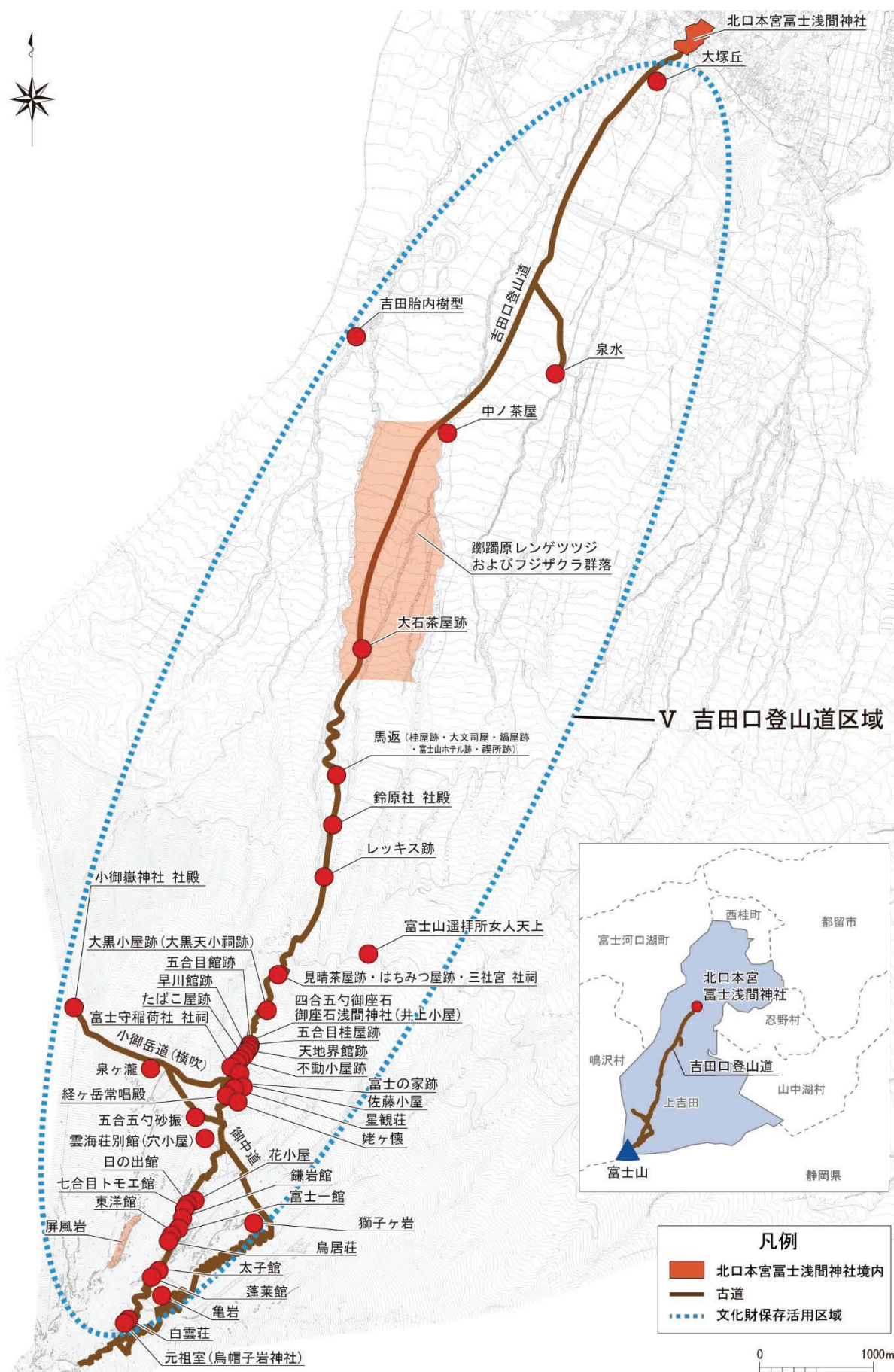


図8・2 保存活用区域と区域内の文化資源分布図(2)

(6) 文化財保存活用区域の保存活用計画

1) I 金鳥居と御師町・浅間神社区域

(ア) 課題

【保存の課題】

- ・美術工芸品や有形の民俗文化財等の分野の把握調査ができておらず、統一的な台帳がありません。
- ・歴史的建造物に対し、適切な保存措置を行うための把握調査が不十分です。
- ・指定すべき未指定文化財の指定が進んでおらず、消失が危惧されています。
- ・御師町に代表される歴史的な町並みや市内から望む世界文化遺産の富士山の景観等が失われつつあります。
- ・一部の未指定文化財は、劣化・き損状況が十分に把握されておらず、また適切な修理・整備ができていないため、消失が危惧されています。
- ・劣化・き損が進んでいる歴史的建造物の現状確認が十分でなく、適切な修理、整備ができておらず、消失が危惧されています。
- ・富士山信仰の拠点である北口本宮富士浅間神社の建造物に経年劣化がみられるものの、適切な修理、整備ができておらず、継承が危ぶまれています。
- ・登録有形文化財の一部は経年劣化しているものの、適切な修理、整備ができておらず、その価値が失われるおそれがあります。
- ・個人や団体等が所有する市指定文化財は、後世へ継承するための修理費用の負担が大きく、修理が進められていません。
- ・耐震診断の結果、旧外川家住宅の耐震性能の不足が判明していますが、適切な補強が行われておらず継承が危ぶまれています。

【活用の課題】

- ・登録有形文化財の中には、市民に十分に価値が認知されていないものがあります。
- ・所蔵文化財に関連する埋蔵文化財や遺跡、動物・植物・地質鉱物の網羅的な分布図がなく、市民の市の歴史文化に対する理解が深まりません。
- ・旧外川家住宅と旧宮下家住宅、農家（旧武藤家住宅）の展示・解説が不足しており、有効な活用が不十分です。また展示・解説の更新頻度が少なく、最新情報が伝わりません。
- ・市内の文化資源には、来訪者にその魅力を伝えるような周遊ルートがなく、十分な活用が行われていないものがあります。
- ・アピールが不十分であるため、本市の特徴である“御師のまち”が十分に認識されません。
- ・外国人を含めた来訪者に、本市の文化財の価値や情報を発信するための看板や案内表示が不十分です。
- ・富士登山を目的に訪れる外国からの観光客には、本市の文化資源の魅力が十分に理解されていません。
- ・富士みち沿いの下吉田地区や御師住宅がある上吉田地区の空き家化、空き地化が進み、御師町としての景観が守れません。

- ・御師住宅に一般の人が泊まれる場所が減少し、御師文化を実体験できる環境が年々減ってきています。

(イ) 方針

【保存の方針】

- ・美術工芸品や有形の民俗文化財等の未指定文化財の詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳に整理します。
- ・御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の詳細な把握調査及び把握調査成果の整理を計画的に実施します。
- ・未指定文化財を適切に指定し、確実に保存・継承出来るよう処置を行います。
- ・景観に配慮した町並み形成や公共事業等の在り方について検討し、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・未指定文化財の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・歴史的建造物の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・確実に保存・継承出来るよう、ハード整備として北口本宮富士浅間神社の建造物の修理を行い、適切な処置を行います。
- ・ハード整備として登録有形文化財の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・市指定文化財を所有する個人や団体等へ助成を含め確実に継承できるよう支援を行います。
- ・旧外川家住宅を震災から守るため、耐震補強等の適切なハード整備を実施します。

【活用の方針】

- ・観光やまちづくりに関連づけたイベントや情報発信を行い、登録有形文化財を活用することで、市民の認知度を向上させます。
- ・市民と共に観光に関連づけた文化財マップの作成を行い、市民の所蔵文化財への認知度を向上させます。
- ・旧外川家住宅と旧宮下家住宅、農家（旧武藤家住宅）を有効活用できるように資料の管理及び適切な展示等の活用を実施します。
- ・市街区に位置する文化資源を周遊するルートを作成し、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・“御師のまち”をアピールし、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・来訪者に文化財の価値を適切に伝えるサイン整備事業を実施します。
- ・外国からの来訪者へ向けた観光案内に関する整備事業を実施します。
- ・富士みち沿いの下吉田地区や御師住宅がある上吉田地区の空き屋化した古い住宅を活かした整備事業を実施します。
- ・御師町という特性や強みを活かし、訪れる人にその価値や魅力が伝わるような取組を行います。

(ウ) 措置

【保存に関する措置】

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
1	A1	(再掲) 【継続】	未指定文化財の把握調査	美術工芸品や各地区の有形の民俗文化財の調査分野における詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳への整理を実施します。	○	○	○	◎	◎	市						
2	A2	(再掲) 【継続】	御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の把握調査	歴史的に価値の高い建造物を適切に保存するため、建造物の把握調査を計画的に順次行います。			◎	◎	◎	市						
5	B1	(再掲) 【継続】	未指定文化財の指定	指定等の条件が整った文化財について、市内の未指定文化財の指定を行います。	○	○	○	◎	◎	市						
8	B4	(再掲) 【継続】	景観形成ガイドライン等作成の検討	景観に配慮した町並み形成や公共事業等の在り方について検討を図ります。	○	○	○	◎	◎	市						
9	B5	(再掲) 【継続】	未指定文化財の保存	未指定文化財の劣化・き損状況を把握し、緊急性の高いものから修理・保存整備を実施します。	○	○	○	◎	◎	市						
10	B6	(再掲) 【継続】	歴史的建造物の修理・整備	歴史的建造物の劣化・き損状況を確認したうえで、計画を立て、修理・整備を実施します。			◎	◎	◎	市						
12	B8	(再掲) 【継続】	北口本宮富士浅間神社保存修理	重要文化財である建造物群を保存の緊急性に応じて計画的に修理します。			◎	◎	◎	国・県・市						
13	B9	(再掲) 【新規】	登録有形文化財の修理	登録有形文化財の保存の緊急性に応じた修理を計画的に行います。			◎	◎	◎	国・市						

第8章 文化財保存活用区域

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
14	C1	(再掲) 【継続】	市指定文化財に係る補助制度事業	市指定文化財を適切に保存するため、人材確保も含め、所有者等が行う修理事業・活動等への助成を10分の3以内で行います。	○	◎	◎	○	◎	市						
20	D4	(再掲) 【継続】	旧外川家住宅耐震化事業	耐震診断に基づく耐震補強を実施します。				◎	◎	国・県・市						

【活用に関する措置】

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
28	G2	(再掲) 【新規】	登録有形文化財の活用イベントの実施	地域振興及び観光振興等に繋がるように、公有化した旧高尾家住宅（絹屋町織物市場）等の登録有形文化財の活用したイベントを行います。			◎	◎	◎	国・市	...					
29	G3	(再掲) 【新規】	文化財の魅力発信業務	誰が見てもわかりやすく、行ってみたいと思える魅力的な文化財マップ等の作成をデジタル技術の利用も踏まえ、検討を図ります。			◎	◎	◎	国・市	...					
39	J1	(再掲) 【継続】	旧外川家住宅と旧宮下家住宅、農家（旧武藤家住宅）における展示設備の整備	耐震補強工事实施後における展示について再考し、対面でのガイドを補完するデジタル展示や音声ガイドダンス等の導入を検討します。					◎	国・市	...					
43	K3	(再掲) 【継続】	周遊ルートの設定（富士山課主体）	サインやマップ、SNS等を活用して、外国からの観光客を含め来訪者に本市の魅力を伝える文化資源の周遊ルートを整備します。	○	○			◎	市						

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
44	K4	(再掲) 【継続】	おし街さん ぽ事業(富士 山課主体)	世界文化遺産の構成 資産である「北口本宮 富士浅間神社」や「旧 外川家住宅」を含む “御師のまち”を市と 北口本宮富士浅間神 社が公認したガイド が案内するまちある きツアーを実施しま す。※(一財)ふじよ しだ観光振興サービ スに運営委託	○	○		◎	◎	市						
52	N4	(再掲) 【継続】	文化財説明 板等の設置	来訪者に向けて、老朽 化した文化財の解説 及び案内標識等を改 修し、必要に応じて新 設する等の整備を行 います。	○	○	○		◎	市						
53	N5	(再掲) 【継続】	多言語観光 案内集客事 業(富士山課 主体)	来訪した外国からの 観光客に対して、トラ ベルオーディオガイ ドアプリ(on the trip)を使用してもら うことで、本市の文化 資源理解・興味を深め ます。(市内観光施設 等への設置)					◎	市						
54	N6	(再掲) 【新規】	まちづくり 事業	株式会社ふじよしだま ちづくり公社によるま ちづくりファンドを用 いて、来訪者が滞留し たくなるような場所を 整備し、御師町とし ての景観を守ります。	○	◎	◎		○	民間						
61		【新規】	御師町にお ける新たな 付加価値の 提供	各種団体との連携を 図り、御師町の歴史文 化の価値や魅力に別 の価値や魅力を付加 する「新体験」の企画・ 実施を図ります。		◎	○	○	◎	市						

2) II 新倉三ヶ寺と織物の下吉田区域

(ア) 課題

【保存の課題】

- ・美術工芸品や有形の民俗文化財等の分野の把握調査ができておらず、統一的な台帳がありません。
- ・歴史的建造物に対し、適切な保存措置を行うための把握調査が不十分です。
- ・市内の民俗文化財調査を実施してから30年以上が経過し、現状を把握できていません。
- ・指定すべき未指定文化財の指定が進んでおらず、消失が危惧されています。
- ・後継者が不足し、継承が難しくなっている地域の祭りや伝統行事等の記録作成が進んでいません。
- ・一部の未指定文化財は、劣化・き損状況が十分に把握されておらず、また適切な修理・整備ができていないため、消失が危惧されています。
- ・劣化・き損が進んでいる歴史的建造物の現状確認が十分でなく、適切な修理、整備ができておらず、消失が危惧されています。
- ・登録有形文化財の一部は経年劣化しているものの、適切な修理、整備ができておらず、その価値が失われるおそれがあります。
- ・個人や団体等が所有する市指定文化財は、後世へ継承するための修理費用の負担が大きく、修理が進められていません。
- ・地域の祭りや伝統行事等の後継者が不足し、継承が難しくなっています。
- ・地域の祭りや伝統行事等の後継者が不足し、使用する用具等の整備が滞っています。

【活用の課題】

- ・登録有形文化財の中には、市民に十分に価値が認知されていないものがあります。
- ・所蔵文化財に関連する埋蔵文化財や遺跡、動物・植物・地質鉱物の網羅的な分布図がなく、市民の市の歴史文化に対する理解が深まりません。
- ・市内の文化資源には、来訪者にその魅力を伝えるような周遊ルートがなく、十分な活用が行われていないものがあります。
- ・富士山周辺を訪れる観光客が本市の中心市街地にあまり足を運ばないため、市街地が活性化しません。
- ・市内には富士山を眺望する箇所が至る所がありますが、整備が十分でないため、失われるおそれがあります。
- ・外国人を含めた来訪者に、本市の文化財の価値や情報を発信するための看板や案内表示が不十分です。
- ・富士登山を目的に訪れる外国からの観光客には、本市の文化資源の魅力が十分に理解されていません。
- ・富士みち沿いの下吉田地区や御師住宅がある上吉田地区の空き家化、空き地化が進み、御師町としての景観が守れません。
- ・区域内にある文化資源についての認識がされていません。

(イ) 方針**【保存の方針】**

- ・美術工芸品や有形の民俗文化財等の未指定文化財の詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳に整理します。
- ・御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の詳細な把握調査及び把握調査成果の整理を計画的に実施します。
- ・既存の民俗文化財調査成果を再整理し、更なる現状の把握調査につなげます。
- ・未指定文化財を適切に指定し、確実に保存・継承出来るよう処置を行います。
- ・地域の祭りや伝統行事等の記録保存し、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・未指定文化財の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・歴史的建造物の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・ハード整備として登録有形文化財の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・市指定文化財を所有する個人や団体等へ助成を含め確実に継承できるよう支援を行います。
- ・祭りや伝統行事等の後継者が確実に継承できるよう支援を行います。
- ・祭りや伝統行事に使用する用具等整備助成を行い、確実に継承できるよう支援を行います。

【活用の方針】

- ・観光やまちづくりに関連づけたイベントや情報発信を行い、登録有形文化財を活用することで、市民の認知度を向上させます。
- ・市民と共に観光に関連づけた文化財マップの作成を行い、市民の所蔵文化財への認知度を向上させます。
- ・市街区に位置する文化資源を周遊するルートを作成し、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・市街区に位置する文化資源を軸に来訪者が中心市街地を訪れ、快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・富士山の眺望地点を活かした活用に向けた整備事業を実施します。
- ・来訪者に文化財の価値を適切に伝えるサイン整備事業を実施します。
- ・外国からの来訪者へ向けた観光案内に関する整備事業を実施します。
- ・富士みち沿いの下吉田地区や御師住宅がある上吉田地区の空き屋化した古い住宅を活かした整備事業を実施します。
- ・区域内における文化資源の価値や魅力について、市民や観光客に対して情報を発信していきます。

(ウ) 措置

【保存に関する措置】

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
1	A1	(再掲) 【継続】	未指定文化財の把握調査	美術工芸品や各地区の有形の民俗文化財の調査分野における詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳への整理を実施します。	○	○	○	◎	◎	市						
2	A2	(再掲) 【継続】	御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の把握調査	歴史的に価値の高い建造物を適切に保存するため、建造物の把握調査を計画的に順次行います。			◎	◎	◎	市						
4	A4	(再掲) 【新規】	市内の民俗文化財調査	30年前に行った民俗文化財の調査結果を整理し、新たな把握調査と保存管理を計画的に行うロードマップを作成します。	○			◎	◎	市						
5	B1	(再掲) 【継続】	未指定文化財の指定	指定等の条件が整った文化財について、市内の未指定文化財の指定を行います。	○	○	○	◎	◎	市						
7	B3	(再掲) 【継続】	地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等の記録事業）	地域の祭りや伝統行事等の記録作成を支援します。		◎			◎	国						
9	B5	(再掲) 【継続】	未指定文化財の保存	未指定文化財の劣化・き損状況を把握し、緊急性の高いものから修理・保存整備を実施します。	○	○	○	◎	◎	市						
10	B6	(再掲) 【継続】	歴史的建造物の修理・整備	歴史的建造物の劣化・き損状況を確認したうえで、計画を立て、修理・整備を実施します。			◎	◎	◎	市						
13	B9	(再掲) 【新規】	登録有形文化財の修理	登録有形文化財の保存の緊急性に応じた修理を計画的に行います。			◎	◎	◎	国・市						

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
14	C1	(再掲) 【継続】	市指定文化財に係る補助制度事業	市指定文化財を適切に保存するため、人材確保も含め、所有者等が行う修理事業・活動等への助成を10分の3以内で行います。	○	◎	◎	○	◎	市						
15	C2	(再掲) 【継続】	地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等の後継者養成支援事業）	地域の祭りや伝統行事等の後継者養成支援を行います。		◎	○	○	◎	国						
16	C3	(再掲) 【継続】	地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等の用具整備支援事業）	地域の祭りや伝統行事等の用具等整備の支援を行います。		◎	○	○	◎	国						

【活用に関する措置】

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
28	G2	(再掲) 【新規】	登録有形文化財の活用イベントの実施	地域振興及び観光振興等に繋がるように、公有化した旧高尾家住宅（絹屋町織物市場）等の登録有形文化財の活用したイベントを行います。			◎	◎	◎	国・市	...					
29	G3	(再掲) 【新規】	文化財の魅力発信業務	誰が見てもわかりやすく、行ってみたいと思える魅力的な文化財マップ等の作成をデジタル技術の利用も踏まえ、検討を図ります。			◎	◎	◎	国・市	...					

第8章 文化財保存活用区域

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
43	K3	(再掲) 【継続】	周遊ルートの設定(富士山課主体)	サインやマップ、SNS等を活用して、外国からの観光客を含め来訪者に本市の魅力を伝える文化資源の周遊ルートを整備します。	○	○			◎	市						
45	K5	(再掲) 【継続】	観光振興事業	市内中心市街地活性化事業として、市内における文化資源及び観光資源を生かしたイベント等を開催します。	○	○	○	◎	◎	国・市・団体						
49	N1	(再掲) 【新規】	富士山の眺望地点の景観整備	市内各所にある富士山の眺望地点(新倉山浅間公園等)の眺望を阻害する樹木伐採や枝打ち等を行い、景観を整備します。	○	○	○		◎	市						
52	N4	(再掲) 【継続】	文化財説明板等の設置	来訪者に向けて、老朽化した文化財の解説及び案内標識等を改修し、必要に応じて新設する等の整備を行います。	○	○	○		◎	市						
53	N5	(再掲) 【継続】	多言語観光案内集客事業(富士山課主体)	来訪した外国からの観光客に対して、トラベルオーディオガイドアプリ(on the trip)を使用してもらうことで、本市の文化資源への理解・興味を深めます。(市内観光施設等への設置)					◎	市						
54	N6	(再掲) 【新規】	まちづくり事業	株式会社ふじよしだまちづくり公社によるまちづくりファンDを用いて、来訪者が滞留したくなるような場所を整備し、御師町としての景観を守ります。	○	◎	◎		○	民間						

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
59		【新規】	まち歩き等 関連事業	関連機関・団体が連携し、まち歩き等の魅力的なイベントや事業を行います。		◎	○	○	◎	市	■	■	■	■	■	■

3) III 明見湖の近世新田集落区域

(ア) 課題

【保存の課題】

- ・美術工芸品や有形の民俗文化財等の分野の把握調査ができておらず、統一的な台帳がありません。
- ・歴史的建造物に対し、適切な保存措置を行うための把握調査が不十分です。
- ・市内の民俗文化財調査を実施してから30年以上が経過し、現状を把握できていません。
- ・指定すべき未指定文化財の指定が進んでおらず、消失が危惧されています。
- ・後継者が不足し、継承が難しくなっている地域の祭りや伝統行事等の記録作成が進んでいません。
- ・一部の未指定文化財は、劣化・き損状況が十分に把握されておらず、また適切な修理・整備ができていないため、消失が危惧されています。
- ・劣化・き損が進んでいる歴史的建造物の現状確認が十分でなく、適切な修理、整備ができておらず、消失が危惧されています。
- ・個人や団体等が所有する市指定文化財は、後世へ継承するための修理費用の負担が大きく、修理が進められていません。
- ・地域の祭りや伝統行事等の後継者が不足し、継承が難しくなっています。
- ・地域の祭りや伝統行事等の後継者が不足し、使用する用具等の整備が滞っています。

【活用の課題】

- ・市内の文化資源には、来訪者にその魅力を伝えるような周遊ルートがなく、十分な活用が行われていないものがあります。
- ・市内には富士山を眺望する箇所が至る所にあります。整備が十分でないため、失われるおそれがあります。
- ・外国人を含めた来訪者に、本市の文化財の価値や情報を発信するための看板や案内表示が不十分です。
- ・区域内にある文化資源についての認識がされていません。
- ・特定の場所のみにインバウンドによる訪日外国人が増加しています。また、このような流れを一過性でなく、継続させることが必要です。(新たな課題ヒ・フ)

(イ) 方針

【保存の方針】

- ・美術工芸品や有形の民俗文化財等の未指定文化財の詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳に整理します。
- ・御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の詳細な把握調査及び把握調査成果の整理を計画的に実施します。
- ・既存の民俗文化財調査成果を再整理し、更なる現状の把握調査につなげます。
- ・未指定文化財を適切に指定し、確実に保存・継承出来るよう処置を行います。
- ・地域の祭りや伝統行事等の記録保存をし、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・未指定文化財の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・歴史的建造物の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・市指定文化財を所有する個人や団体等へ助成を含め確実に継承できるよう支援を行います。
- ・祭りや伝統行事等の後継者が確実に継承できるよう支援を行います。
- ・祭りや伝統行事に使用する用具等整備助成を行い、確実に継承できるよう支援を行います。

【活用の方針】

- ・市街区に位置する文化資源を周遊するルートを作成し、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・富士山の眺望地点を活かした活用に向けた整備事業を実施します。
- ・来訪者に文化財の価値を適切に伝えるサイン整備事業を実施します。
- ・区域内における文化資源の価値や魅力について、市民や観光客に対して情報を発信していきます。
- ・特定の場所以外の文化資源の価値や魅力について、継続的な情報発信を行います。

(ウ) 措置

【保存に関する措置】

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
1	A1	(再掲) 【継続】	未指定文化財の把握調査	美術工芸品や各地区の有形の民俗文化財の調査分野における詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳への整理を実施します。	○	○	○	◎	◎	市						

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
2	A2	(再掲) 【継続】	御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の把握調査	歴史的に価値の高い建造物を適切に保存するため、建造物の把握調査を計画的に順次行います。			◎	◎	◎	市						
4	A4	(再掲) 【新規】	市内の民俗文化財調査	30年前に行った民俗文化財の調査結果を整理し、新たな把握調査と保存管理を計画的に行うロードマップを作成します。	○			◎	◎	市						
5	B1	(再掲) 【継続】	未指定文化財の指定	指定等の条件が整った文化財について、市内の未指定文化財の指定を行います。	○	○	○	◎	◎	市						
7	B3	(再掲) 【継続】	地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等の記録事業）	地域の祭りや伝統行事等の記録作成を支援します。		◎			◎	国						
9	B5	(再掲) 【継続】	未指定文化財の保存	未指定文化財の劣化・き損状況を把握し、緊急性の高いものから修理・保存整備を実施します。	○	○	○	◎	◎	市						
10	B6	(再掲) 【継続】	歴史的建造物の修理・整備	歴史的建造物の劣化・き損状況を確認したうえで、計画を立て、修理・整備を実施します。			◎	◎	◎	市						
14	C1	(再掲) 【継続】	市指定文化財に係る補助制度事業	市指定文化財を適切に保存するため、人材確保も含め、所有者等が行う修理事業・活動等への助成を10分の3以内で行います。	○	◎	◎	○	◎	市						
15	C2	(再掲) 【継続】	地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等の後継者養成支援事業）	地域の祭りや伝統行事等の後継者養成支援を行います。		◎	○	○	◎	国						

第8章 文化財保存活用区域

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
16	C3	(再掲) 【継続】	地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等の用具整備支援事業）	地域の祭りや伝統行事等の用具等整備の支援を行います。		◎	○	○	◎	国						

【活用に関する措置】

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
43	K3	(再掲) 【継続】	周遊ルートの設定（富士山課主体）	サインやマップ、SNS等を活用して、外国からの観光客を含め来訪者に本市の魅力を伝える文化資源の周遊ルートを整備します。	○	○			◎	市						
49	N1	(再掲) 【新規】	富士山の眺望地点の景観整備	市内各所にある富士山の眺望地点（新倉山浅間公園等）の眺望を阻害する樹木伐採や枝打ち等を行い、景観を整備します。	○	○	○		◎	市						
52	N4	(再掲) 【継続】	文化財説明板等の設置	来訪者に向けて、老朽化した文化財の解説及び案内標識等を改修し、必要に応じて新設する等の整備を行います。	○	○	○		◎	市						
59		(再掲) 【新規】	まち歩き等関連事業	関連機関・団体が連携し、まち歩き等の魅力的なイベントや事業を行います。		◎	○	○	◎	市	...					
60		【新規】	多言語観光案内事業	インバウンドによる訪日外国人に対して、本市への理解・興味を深めてもらうため、区域内の文化資源に関する情報発信を多言語にて継続的に行います。		◎	○	○	◎	市	...					

4) IV 吉田城山と鐘山区域

(ア) 課題

【保存の課題】

- ・美術工芸品や有形の民俗文化財等の分野の把握調査ができておらず、統一的な台帳がありません。
- ・吉田城山は現状を把握するための調査が不十分で、本質的価値を適切に評価できません。
- ・指定すべき未指定文化財の指定が進んでおらず、消失が危惧されています。
- ・吉田城山は、法面が危険な状態で放置され、崩落のおそれがあるとともに、樹木の繁茂により、荒廃が進むおそれがあります。
- ・農家（旧武藤家住宅）は、経年劣化により強度が不足していますが、適切な修理等処置が行われておらず、継承が危ぶまれています。

【活用の課題】

- ・高齢者の方も含め、どの世代の市民に対してもわかりやすい文化財の公開と情報発信がなされておらず、市民の文化財に対する理解が進んでいません。
- ・ふじさんミュージアム所蔵文化財は公開・活用の取組が特定の文化財や地域に限定されています。
- ・市所蔵文化財は公開・活用の取組が特定の文化財や地域に限定されています。
- ・市内の文化財の展示・解説等の多言語化が進んでおらず、博物館の活動に関する情報が、外国からの来訪者に届いていません。
- ・市民や来訪者が自由に情報交換や交流を行うことができる拠点となる場がなく、交流が活性化しません。
- ・市内の文化資源には、来訪者にその魅力を伝えるような周遊ルートがなく、十分な活用が行われていないものがあります。
- ・富士山周辺を訪れる観光客が本市の中心市街地にあまり足を運ばないため、市街地が活性化しません。
- ・外国人を含めた来訪者に、本市の文化財の価値や情報を発信するための看板や案内表示が不十分です。
- ・富士登山を目的に訪れる外国からの観光客には、本市の文化資源の魅力が十分に理解されていません。
- ・区域内にある文化資源についての認識がされていません。
- ・特定の場所のみにインバウンドによる訪日外国人が増加しています。また、このような流れを一過性でなく、継続させることが必要です。（新たな課題ヒ・フ）

(イ) 方針

【保存の方針】

- ・美術工芸品や有形の民俗文化財等の未指定文化財の詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳に整理します。

第8章 文化財保存活用区域

- ・吉田城山の詳細な把握調査及び既存の把握調査成果の整理を実施します。
- ・未指定文化財を適切に指定し、確実に保存・継承出来るよう処置を行います。
- ・ハード整備として吉田城山の間伐作業や法面对策工事等を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・経年劣化により強度が不足している農家（旧武藤家住宅）を震災から守るため、適切なハード整備を実施します。

【活用の方針】

- ・世代を問わず、効果的な文化財の公開と情報発信の手法を検討し実施することで、市民の文化財に対する理解を深めます。
- ・ふじさんミュージアムの歴史民俗資料の価値を活用したイベントを実施し、市民の理解を深めます。
- ・ふじさんミュージアムを拠点に所蔵文化財を活用したイベントを実施します。
- ・外国からの来訪者へ文化財の魅力を伝えるため、解説の多言語化等を実施します。
- ・市街区に位置する文化資源を軸に拠点を設け、来訪者同士が快適に交流し、にぎわいあるまちづくりを実施します。
- ・市街区に位置する文化資源を周遊するルートを作成し、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・市街区に位置する文化資源を軸に来訪者が中心市街地を訪れ、快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・来訪者に文化財の価値を適切に伝えるサイン整備事業を実施します。
- ・外国からの来訪者へ向けた観光案内に関する整備事業を実施します。
- ・区域内における文化資源の価値や魅力について、市民や観光客に対して情報を発信していきます。
- ・特定の場所以外の文化資源の価値や魅力について、継続的な情報発信を行います。

（ウ）措置

【保存に関する措置】

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12～
1	A1	(再掲) 【継続】	未指定文化財の把握調査	美術工芸品や各地区の有形の民俗文化財の調査分野における詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳への整理を実施します。	○	○	○	◎	◎	市						

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
3	A3	(再掲) 【継続】	吉田城山の把握調査	吉田城山の既存の把握調査結果を整理・分析を行い、本質的価値に関するロードマップ作成の検討を図ります。	○	○	○	◎	◎	市	●	●	●	●	●	●
5	B1	(再掲) 【継続】	未指定文化財の指定	指定等の条件が整った文化財について、市内の未指定文化財の指定を行います。	○	○	○	◎	◎	市	●	●	●	●	●	●
11	B7	(再掲) 【継続】	吉田城山の保存のための整備	吉田城山の未実施の間伐作業や法面対策工事等を実施します。			◎	◎	◎	市	●	●	●	●	●	●
21	D5	(再掲) 【継続】	農家(旧武藤家住宅)保存修理	公園整備事業において、農家(旧武藤家住宅)の耐震補強を行い、同エリア内に移築修理工事を行います。					◎	市	●	●	●	●	●	●

【活用に関する措置】

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
27	G1	(再掲) 【継続】	文化財資料の公開	文化財資料をはじめとした市の所蔵する文化財のデジタルアーカイブ化等の導入を検討し、SNSだけでなく文化財を身近に感じられる公開と情報発信を図ります。	○	○	○	◎	◎	市・国	●	●	●	●	●	●
33	H1	(再掲) 【継続】	ふじさんミュージアム関連事業 富士山信仰の歴史民俗資料の公開	企画展や講座を継続的に開催するとともに、博物館の収蔵品(古文書・考古資料、図書、絵図等)をデジタル化し、インターネット等にて広く公開普及に努めるよう新たな公開を図る方法の検討を行います。	○	○	○	◎	◎	国・市	●	●	●	●	●	●

第8章 文化財保存活用区域

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
35	H3	(再掲) 【継続】	ふじさんミュージアム 関連事業 所蔵文化財 の公開	富士山及び富士山信仰に関連するものに 限らず、市内全域にわ たり残されている歴 史文化に関する幅広 い分野の市所蔵文化 財の公開を図ります。					◎	市						
37	H5	(再掲) 【継続】	ふじさんミュージアム 関連事業 展示・解説等 の多言語化	ふじさんミュージアム の展示・解説等を多 言語化し、来館した外 国からの来訪者に対 して、富士山信仰への 理解・興味を深めま す。					◎	市						
41	K1	(再掲) 【新規】	ふじさんミュージアム パークの活 用	ふじさんミュージアム 及び鐘山周辺エリア を既存の文化資源 を有効に活用しなが ら、より機能を高めた 交流拠点として活用 を図ります。 ※(一財)ふじよしだ 観光振興サービスに 運営委託		◎			◎	市・ 団体						
43	K3	(再掲) 【継続】	周遊ルート の設定(富士 山課主体)	サインやマップ、SNS 等を活用して、外国か らの観光客を含め来 訪者に本市の魅力を 伝える文化資源の周 遊ルートを整備しま す。	○	○			◎	市						
45	K5	(再掲) 【継続】	観光振興事 業	市内中心市街地活性 化事業として、市内に おける文化資源及び 観光資源を生かした イベント等を開催し ます。	○	○	○	◎	◎	国・市・ 団体	...					
52	N4	(再掲) 【継続】	文化財説明 板等の設置	来訪者に向けて、老朽 化した文化財の解説 及び案内標識等を改 修し、必要に応じて新 設する等の整備を行 います。	○	○	○		◎	市						

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
53	N5	(再掲) 【継続】	多言語観光案内集客事業(富士山課主体)	来訪した外国からの観光客に対して、トラベルオーディオガイドアプリ(on the trip)を使用してもらうことで、本市の文化資源への理解・興味を深めます。(市内観光施設等への設置)					◎	市						
59		(再掲) 【新規】	まち歩き等関連事業	関連機関・団体が連携し、まち歩き等の魅力的なイベントや事業を行います。		◎	○	○	◎	市	■■■					
60		(再掲) 【新規】	多言語観光案内事業	インバウンドによる訪日外国人に対して、本市への理解・興味を深めてもらうため、区域内の文化資源に関する情報発信を多言語にて継続的に行います。		◎	○	○	◎	市	■■■					

5) V 吉田口登山道区域

(ア) 課題

【保存の課題】

- ・歴史的建造物に対し、適切な保存措置を行うための把握調査が不十分です。
- ・一部の未指定文化財は、劣化・き損状況が十分に把握されておらず、また適切な修理・整備ができていないため、消失が危惧されています。
- ・劣化・き損が進んでいる歴史的建造物の現状確認が十分でなく、適切な修理、整備ができておらず、消失が危惧されています。

【活用の課題】

- ・多くの関係者と複雑な権利関係等により、吉田口登山道や山小屋等の活用がスムーズに進んでいません。
- ・本市の歴史文化の価値と魅力が、市内外に十分知られていません。
- ・本市単独の取組だけでは、富士山の観光において、十分な成果を発揮できません。
- ・市内の文化資源には、来訪者にその魅力を伝えるような周遊ルートがなく、十分な活用が行われていないものがあります。

- ・アピールが不十分であるため、本市の特徴である“御師のまち”が十分に認識されません。
- ・コロナ禍以降、登山道に関するイベントが実施できておらず、麓から吉田口登山道をたどる富士山の信仰登山と御師町の価値が忘れられるおそれがあります。
- ・麓から吉田口登山道をたどる富士山の信仰登山の価値が忘れられるおそれがあります。
- ・登山道の利用者が減り、吉田口登山道や山小屋等が放置され荒廃しています。
- ・外国人を含めた来訪者に、本市の文化財の価値や情報を発信するための看板や案内表示が不十分です。
- ・富士山への外国からの観光客を含む来訪者が増えており、一方でコロナ禍以降、継続的な清掃活動を実施できていないため、富士山の美しい景観を維持できません。
- ・吉田口登山道において担い手が不足しているため、山小屋等の維持管理ができません。

(イ) 方針

【保存の方針】

- ・御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の詳細な把握調査及び把握調査成果の整理を計画的に実施します。
- ・未指定文化財の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・歴史的建造物の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。

【活用の方針】

- ・多様な主体による吉田口登山道や山小屋等の利活用を実施します。
- ・学校や市民講座など、多様な方面から本市の歴史文化の魅力を市内外に発信します。
- ・近隣自治体と連携し、来訪者が富士山観光を快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・市街区に位置する文化資源を周遊するルートを作成し、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・“御師のまち”をアピールし、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・イベントを再開し、登山道に関連する文化資源を利活用し、麓の御師町や市街地と連動したまちづくりを行います。
- ・登山道に関連する文化資源を利活用し、麓の御師町や市街地と連動した登山道にします。
- ・吉田口登山道や山小屋等を活かした活用に向けた整備事業を実施します。
- ・来訪者に文化財の価値を適切に伝えるサイン整備事業を実施します。
- ・多様な主体による吉田口登山道の清掃活動を支援及び体制整備を行います。
- ・多様な主体による吉田口登山道の山小屋等の文化資源の維持管理や活用が実施出来るような支援及び体制整備を行います。

(ウ) 措置

【保存に関する措置】

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
2	A2	(再掲) 【継続】	御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の把握調査	歴史的に価値の高い建造物を適切に保存するため、建造物の把握調査を計画的に順次行います。			◎	◎	◎	市						
9	B5	(再掲) 【継続】	未指定文化財の保存	未指定文化財の劣化・き損状況を把握し、緊急性の高いものから修理・保存整備を実施します。	○	○	○	◎	◎	市						
10	B6	(再掲) 【継続】	歴史的建造物の修理・整備	歴史的建造物の劣化・き損状況を確認したうえで、計画を立て、修理・整備を実施します。			◎	◎	◎	市						

【活用に関する措置】

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
26	F1	(再掲) 【継続】	吉田口登山道保存と活用のための活動計画策定事業に伴う活用	吉田口登山道保存と活用のための活動計画に基づいて麓から六合目安全指導センターまでの間におけるエリアについて、富士山信仰を体感できる環境を継承させるため、多様な主体により神社施設の復元や景観の修景等を行い、利用促進に繋がります。	○	○	○	○	◎	市						

第8章 文化財保存活用区域

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
30	G4	(再掲) 【継続】	広報活動の実施	本市の歴史文化を広く市内外へ発信するため、市広報紙での連載を行うほか、ケーブルテレビやコミュニティFM、また、SNSといった情報媒体を活用し、広報活動を行います。	○	○	○		◎	市						
42	K2	(再掲) 【継続】	広域観光ルートの整備 (富士山課主体)	世界文化遺産「富士山」に関連する隣接市町村と連携を図りながら、文化資源を巡るルートを設定し、広域観光ルートの整備を進めます。	○	○			◎	市						
43	K3	(再掲) 【継続】	周遊ルートの設定(富士山課主体)	サインやマップ、SNS等を活用して、外国からの観光客を含め来訪者に本市の魅力を伝える文化資源の周遊ルートを整備します。	○	○			◎	市						
44	K4	(再掲) 【継続】	おし街さんぽ事業(富士山課主体)	世界文化遺産の構成資産である「北口本宮富士浅間神社」や「旧外川家住宅」を含む“御師のまち”を市と北口本宮富士浅間神社が公認したガイドが案内するまちあるきツアーを実施します。※(一財)ふじよしだ観光振興サービスに運営委託	○	○		◎	◎	市・団体						

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
46	L1	(再掲) 【継続】	麓から登山推進事業(富士山課主体)	御山参詣 富士まで歩く講 日本橋から富士吉田(鉄砲洲稲荷社から北口本宮富士浅間神社)までの道のり約120kmをかつての街道を通して富士山に対する思いを実感しながら歩くイベントを再開します。	◎	◎		◎	◎	市	■	■	■	■	■	■
47	L2	(再掲) 【継続】	麓から登山認定書発行事業(富士山課主体)	麓からの登山者への登山認定書の発行 吉田口登山道を麓から山頂までを登山された方もしくは麓から五合目まで登山された方への登山認定書を配布します。	◎	◎		◎	◎	団体	■	■	■	■	■	■
51	N3	(再掲) 【継続】	吉田口登山道保存と活用のための活動計画策定事業に伴う整備	北口本宮富士浅間神社の登山門から六合目安全指導センターまでの間に既存する神社施設や山小屋の調査の結果に基づき、所有者の意向を踏まえた上で建物の復元に向けた支援等を行います。	○	○	○	○	◎	市	■	■	■	■	■	■
52	N4	(再掲) 【継続】	文化財説明板等の設置	来訪者に向けて、老朽化した文化財の解説及び案内標識等を改修し、必要に応じて新設する等の整備を行います。	○	○	○		◎	市	■	■	■	■	■	■
55	01	(再掲) 【継続】	吉田口登山道周辺清掃	市内の各種団体の協力体制を充実し、清掃活動を毎年実施します。	◎	◎			◎	市	■	■	■	■	■	■

第8章 文化財保存活用区域

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
56	02	(再掲) 【継続】	吉田口登山道維持管理事業	吉田口登山道の景観を維持管理することを目的とした組織を新たに設置し、山小屋登山道周辺の下草刈り等の活動を継続的に行います。	◎	◎	◎	◎	◎	市	■	■	■	■	■	■